

営繕工事設計者業務執行能力評価要領

1 目的

この要領は、営繕工事の設計及び工事監理業務にかかる設計者選定要綱第3に規定する設計者評価名簿を作成するための手続きを定める。

2 業務執行能力の評価

建設部長は、秋田県建設コンサルタント業務等入札制度実施要綱に基づき登録された建築関係建設コンサルタントのうち営繕工事の設計及び工事監理業務を希望する県内設計者（秋田県内に本店を有する者）について、業務執行能力の評価を行うものとする。

3 評価基準等

建設部長は、営繕工事の設計及び工事監理業務を希望する設計者を、別に定める営繕工事設計者業務執行能力評価基準により評価し、営繕工事設計者評価名簿を作成するものとする。

4 評価委員会

(1) 建設部長は、設計者の業務執行能力の評価について審議するため、営繕工事設計者業務執行能力評価委員会（以下「評価委員会」という）を置く。

(2) 評価委員会の構成は、次のとおりとする。

委員長 建設部長

委員 建設部次長、建設産業振興統括監、建設政策課長、技術管理課長、建築住宅課長及び
営繕課長

(3) 評価委員会は、委員長が召集する。

5 庶務

この評価委員会の庶務は、営繕課が行うものとする。

6 その他

この要領に定めるものの他必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成 9年 5月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年 5月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年 7月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年10月 2日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年 1月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年 4月 1日から施行する。